

<市第 6 号議案関連資料>

**市第 6 号議案 地方税法第314条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正**

1 新たに条例で指定する法人

(1) 法人の名称

特定非営利活動法人おれんじハウス

(2) 改正の内容

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として新たに条例で指定するため、別表に法人の名称等を追加します。

2 条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリー ム	戸塚区深谷町 1, 411 番地の 5	平成30年 1 月 1 日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成30年 1 月 1 日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成30年 1 月 1 日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地の 3	令和 2 年 1 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人 S T スポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
<u>特定非営利活動法人 おれんじハウス</u>	<u>神奈川区栄町 1 番地の 19</u>	<u>令和 4 年 1 月 1 日から 令和 9 年 6 月 30 日まで</u>

} 追加

裏面あり

3 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

（四） 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

4 参考資料

- (1) 法人の概要 別紙1
- (2) 指定の申出に係る審査等の経過について 別紙2
- (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙3

指定を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人おれんじハウス
代表者の氏名	理事長 中陳 亮太
主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区栄町 1 番地 19 グレイス横浜ポートシティ 1 階
設立年月日	平成 25 年 4 月 1 日
定款に記載されている目的	この法人は、保育を必要とする子どもに対して保育運営をはじめ、家庭的な雰囲気の中で子どもの成長にあわせた保育サービスを行い、子育て支援や地域の方との交流を図ることを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none">1 子どもの健全育成を図る活動2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none">1 保育所の運営2 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業
活動地域	横浜市全域

指定の申出に係る審査等の経過について

1 指定の申出の受付

令和3年12月1日から令和4年1月31日まで指定の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人おれんじハウスから指定の申出がありました。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

指定の申出に係る書類について、申出日から2週間、公衆の縦覧に供しました。

3 申出法人の審査

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

(1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(2) 実態確認調査

令和4年3月9日に、法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(3) 欠格事由の照会

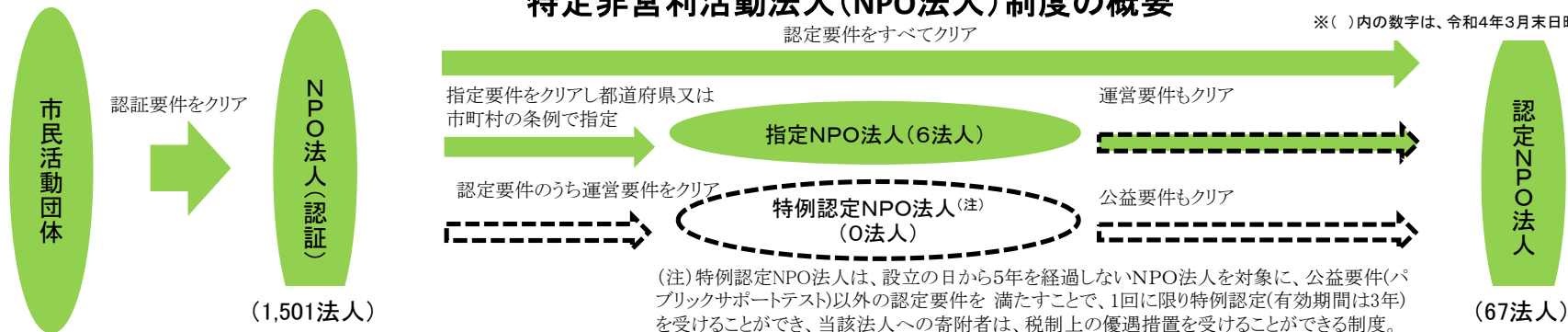
神奈川県警察等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

(4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定について、令和4年3月22日に、横浜市市民協働条例第17条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定することは妥当であるとの意見をいただきました。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和4年3月末日時点の法人数。



(注) 特例認定NPO法人は、設立の日から5年を経過しないNPO法人を対象に、公益要件(パブリックサポートテスト)以外の認定要件を満たすことで、1回に限り特例認定(有効期間は3年)を受けることができ、当該法人への寄附者は、税制上の優遇措置を受けることができる制度。

	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと ① 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている ② 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市長会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。 (認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法